

さいたま市生活環境の保全に関する条例の規定に基づく特定化学物質等取扱事業者が特定化学物質等を適正に管理するために取り組むべき措置に関する指針

(平成20年11月19日告示第1186号)

[改正] 平成24年5月1日告示第625号

[改正] 平成27年3月31日告示第416号

さいたま市生活環境の保全に関する条例(平成20年さいたま市条例第46号)第72条第1項の規定に基づき、特定化学物質等取扱事業者が特定化学物質等を適正に管理するために取り組むべき措置に関する指針を次のとおり定めたので、告示する。

第1 趣旨

この指針は、特定化学物質等取扱事業者(以下「事業者」という。)が特定化学物質等を適正に管理するために取り組むべき措置を定めるものである。

事業者は、化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令、条例、規則等を遵守することはもとより、この指針に留意して、特定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに関する状況を常に把握するとともに、事業所における特定化学物質等の取扱い実態等に即した方法により、特定化学物質等の適正な管理を行い、併せて、その管理の状況に関する市民の理解を深めるよう努めなければならない。

また、事業者のうち、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第3条第1項の規定に基づき定められた指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針(平成12年環境庁・通商産業省告示第1号。以下「法定指針」という。)の適用を受ける者は、この指針のうち法定指針で定める事項については、その定めるところによるものとする。

第2 特定化学物質等の適正管理の方法に関する事項

1 管理の体系化

(1) 基本方針

事業者は、特定化学物質等の適正な管理を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めること。

(2) 管理計画

事業者は、特定化学物質等を取り扱う事業所ごとに、(1)により定めた基本方針に即して、特定化学物質等の適正な管理を図るために行うべき行動に係る具体的な目標を設定するとともに、これを達成する時期及び具体的方策を定めた管理計画(以下「管理計画」という。)を策定すること。

(3) 管理計画の実施

ア 事業者は、管理計画を確実に、かつ、円滑に実施するため、特定化学物質等を取り扱う事業所ごとに、管理計画の実施に明確な責任を持ち、当該計画に盛り込まれた措置の実施の権限が与えられた責任者及び担当者を指名すること等により、当該事業所において管理計画が確実に実施される体制を整備すること。

なお、事業者が取扱量報告事業者である場合、さいたま市生活環境の保全に関する条例(以下「条例」という。)第112条第1項の規定により選任する環境負荷低減主任者を上記の責任者に指名することができる。

イ 事業者は、特定化学物質等を取り扱う事業所ごとに、管理計画を実施するために必要な特定化学物質等の管理に係る措置の内容を具体的に定めた作業要領(以下「作業要領」という。)を策定すること。

ウ 事業者は、基本方針、管理計画及び作業要領を周知徹底するとともに、これらの確実に、かつ、円滑な達成又は実施を確保するため、従業員等すべての関係者に対して、その内容に係る教育及び訓練を計画的かつ継続的に実施すること。

エ 事業者は、他の事業者から特定化学物質等の適切な取扱い等に関する情報の提供等の要請があった場合には、適切な情報の提供等を行うよう努めること。

(4) 管理の状況の評価及び基本方針等の見直し

事業者は、基本方針、管理計画及び作業要領に照らして特定化学物質等の管理の状況について

評価を行うための手順及び体制を確立するとともに、当該評価の結果を基本方針、管理計画及び作業要領並びに実施体制に反映させることにより、これらの継続的な見直しの実施に努めること。

2 適正管理のための情報の収集、整理等

(1) 特定化学物質等の取扱状況の把握

事業者は、特定化学物質等の製造量、使用量、貯蔵・保管量等並びに特定化学物質等を取り扱う施設及び設備の設置、運転等の状況を把握すること。

(2) 特定化学物質の取扱量の把握に関する事項

取扱量報告事業者による条例第74条第1項の規定により把握すべき特定化学物質の取扱量は、次に定めるところにより算出すること。

ア 「取扱量」は、「使用量」、「製造量」及び「取り扱う量」の合計とし、「取扱量」、「使用量」及び「取り扱う量」は、特定化学物質の質量に換算した量とする。

イ 「使用量」とは、事業所において事業活動に伴い使用した量をいう。「使用量」は、「当該年度期首在庫量」に「当該年度の購入量」を加算し、「当該年度期末在庫量」を差し引いて求める。

ウ 「製造量」とは、当該年度に事業所において製造した量（副生成物も含む。）をいう。

エ 「取り扱う量」とは、入荷した特定化学物質等を自らは使用しないで、事業所において取り扱う量（例：石油卸売業・燃料小売業等において、卸売り、小売り等をするために、事業所内で貯蔵所、容器等に移し替える量）をいう。「取り扱う量」は、「当該年度期首在庫量」に「当該年度の購入量」を加算し、「当該年度期末在庫量」を差し引いて求める。

(3) 特定化学物質等の性状等の把握

事業者は、取り扱っている特定化学物質等について、安全データシート（SDS）に基づき、特定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を把握すること。

(4) 特定化学物質等の適正管理に関する情報の収集

事業者は、利用可能な文献等を活用することにより、特定化学物質等の適正管理に関する情報の収集に努めるとともに、安全データシート（SDS）への反映や施設管理の適正化等への利用を図ること。

3 管理対策の実施

事業者は、2により把握し、又は収集した情報に基づいて、取り扱う特定化学物質等について、その有害性、物理的・化学的性状、排出状況、排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ適切な手法により、次に定める管理対策の実施に取り組むこと。

(1) 設備点検等の実施

事業者は、特定化学物質等を取り扱う場合には、作業要領に従って適正に作業を実施するとともに、特定化学物質等を取り扱う施設及び設備の破損、腐食等による特定化学物質等の漏えいの有無等について定期的に点検し、その結果異常が認められた場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずること。

(2) 特定化学物質を含有する廃棄物の管理

事業者は、特定化学物質を含有する廃棄物の発生抑制等に努めるとともに、廃棄物が運搬されるまでの間は、適正に保管すること。また、当該廃棄物の処理を委託する場合には、必要な情報を委託業者に提供すること。

(3) 設備の改善等による排出の抑制

事業者は、特定化学物質等を取り扱う施設及び設備について、法定指針第1の3の(3)に定める事項のうち該当する事項に留意して、取り扱う特定化学物質等の性状及び事業所における取扱い実態に即して漏えい、揮発、浸透等に対する措置を講ずることにより、特定化学物質の大気、水及び土壌への排出の抑制に努めること。

なお、この場合において、法定指針中「指定化学物質」とあるのは「特定化学物質」と、「指定化学物質等」とあるのは「特定化学物質等」と、「指定化学物質等取扱事業者」とあるのは「特定化学物質等取扱事業者」と読み替えるものとする。

第3 特定化学物質等の回収、再利用その他の使用の合理化に関する事項

1 特定化学物質等の使用の合理化に関する取組

事業者は、第2の1「管理の体系化」及び第2の2「適正管理のための情報の収集、整理等」については、特定化学物質等の使用の合理化対策も含めて実施すること。その際、特定化学物質等を可能な限り有効に用いるため、回収率の向上、再利用の徹底等を図るとともに、屋外において特定

化学物質等を使用する場合のような特定化学物質等の回収等が難しい使用については、使用量の管理の徹底を図ること等により特定化学物質等の使用の合理化を図ることに留意すること。

2 特定化学物質等の使用の合理化対策

事業者は、第2の2「適正管理のための情報の収集、整理等」により把握し、又は収集した情報に基づいて、取り扱う特定化学物質等について、その有害性、物理的・化学的性状、排出状況、排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ適切な手法により、法定指針第2の2に定める事項のうち該当する事項に留意して、使用の合理化対策の実施に取り組むこと。

なお、この場合において、法定指針中「指定化学物質」とあるのは「特定化学物質」と、「指定化学物質等」とあるのは「特定化学物質等」と、「指定化学物質等取扱事業者」とあるのは「特定化学物質等取扱事業者」と読み替えるものとする。

第4 特定化学物質等の取扱いに関する市民の理解の増進に関する事項

1 体制の整備

事業者は、特定化学物質等の取扱いに対する市民の理解を深めるため、必要な情報を自ら適切に提供するための窓口を明確化する等、その体制を整備すること。

2 情報の提供等

事業者は、事業活動の内容、特定化学物質等の事業所内における管理の状況等に関して、報告書の作成及び配布、ホームページへの掲載、説明会の実施等により、市民の理解の増進を図ること。

3 市民の理解を増進するための人材の育成

事業者は、特定化学物質等の市民の理解増進を円滑に行うため、従業員等に必要な教育及び訓練を実施することにより、人材の育成を行うこと。

第5 事故の防止対策及び災害対策に関する事項

1 事故の防止対策及び災害対策

事業者は、特定化学物質等の取扱施設に係る事故を防止し、及び災害の発生に備えるため、次に掲げる措置を講じること。

- (1) 想定される災害の影響を公的資料等で確認し、取り扱う特定化学物質等に起因するリスクを事前に把握するよう努めること。
- (2) 施設、設備等は、事故及び災害の発生並びにこれらによる被害の拡大の防止に備えた立地及び配置に努めるとともに、耐震性、防火性等について災害に強い構造にすること等により、(1)で把握したリスクを計画的に低減するよう努めること。
- (3) 施設、設備等の構造は、亀裂等の異常を容易に点検できる構造とすること。
- (4) 施設、設備等の保守点検を定期的実施すること。
- (5) 貯蔵施設については、その貯蔵状況を容易に点検できるような設備を設けるとともに、貯蔵施設からの流出を防止するための防液堤等の設備を設けること。
- (6) バルブ類等については、適切な操作ができるよう表示を行い、誤動作を防止すること。
- (7) 事故及び災害の発生に備えて、毎年定期的に訓練を実施し、その結果を踏まえて事故の防止対策及び災害対策の継続的な改善を図ること。

2 事故及び災害対応マニュアルの整備等

事業者は、事業所ごとに、特定化学物質等に係る事故又は災害が発生した場合の特定化学物質等による環境汚染の拡大を防止するため、次に掲げる事項について記載した事故及び災害対応マニュアルを整備すること。

- (1) 要員の確保のための措置
- (2) 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制
- (3) 関係機関及び近隣の居住者への通報体制
- (4) 応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法

3 事故及び災害発生時の措置

事業者は、特定化学物質等に係る事故にあつては、消防法等の関係法令の規定により対応することはもとより、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第17条第1項、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の2第1項から第3項まで及び条例第108条第1項に規定する事故以外の事故並びに災害にあつては、次に定める措置を講じること。

- (1) 事業者は、特定化学物質等に係る事故若しくは災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講じ、かつ、その事態を速やかに復旧するよう努めること。
- (2) 事業者は、当該事故又は災害により、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある

ときは、直ちに、その事故又は災害の状況を市長に通報するとともに、応急措置の完了後、講じた措置の概要を市長に報告すること。

また、近隣の居住者の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがあるときは、直ちに近隣の居住者に通報し、必要に応じて避難誘導等を行うとともに、応急措置の完了後、講じた措置の概要を速やかに説明すること。

第6 ISO14001による環境管理システム等との関係

事業者は、ISO14001による環境管理システム等を既に運用している場合には、第1から第5までに定める措置のうち、当該環境管理システム等により既に定め、実施している措置は、この指針に基づき実施する措置とすることができる。

第7 手順書の作成に関する事項

取扱量報告事業者が条例第75条第1項の規定により作成する手順書は、第1から第5までに定めるところにより実施する措置に関する事項のうち、次に掲げる事項について把握し、又は定め、これを記載した書面又は図面を取りまとめたものとする。

なお、手順書は、理解しやすい内容とともに、基本方針、管理計画等の変更をした場合には、必要に応じて見直しを行うこと。

(1) 取り扱う特定化学物質の種類、特定化学物質等の取扱い目的及び取扱い箇所

(2) 特定化学物質等の取扱い施設の平面図

(3) 管理の方法に関する事項

ア 基本方針

イ 管理計画

ウ 管理計画の実施のための体制（組織の名称及び組織図）

エ 従業員の教育及び訓練の実施方法

(4) 排出の抑制及び使用の合理化に関する事項

ア 特定化学物質の排出の抑制対策

イ 特定化学物質等の回収、再利用等使用の合理化対策

(5) 情報提供に関する事項

ア 市民への情報提供の実施方法

イ 安全データシート（SDS）制度の取組方法

(6) 事故の防止対策及び災害対策に関する事項

ア 取り扱う特定化学物質等に起因するリスクと低減計画の概要

イ 事故及び災害発生時を想定した訓練の概要

ウ 事故及び災害対応マニュアルの概要

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年10月1日から施行する。